

平成 30 年 10 月 29 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて（その 2）

「平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その 23)」  
(平成 30 年 10 月 24 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以後更新された場合  
には当該更新された直近のもの。以下「医療課事務連絡」という。(別添))により、  
保険医療機関等における一部負担金、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自  
己負担額（以下単に「一部負担金」という。）の支払いが困難な者の取扱いが示され  
たところですが、保険者における一部負担金の取扱いについては下記のとおりですの  
で、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内保険者に対する周知等よろし  
くお願いいたします。

また、医療課事務連絡の別紙 1 又は別紙 2 に記載されていない保険者であって、当  
該保険者の被保険者に平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118  
号)の適用市町村に住所を有する被保険者がいるものにおかれては、当該被保険者の  
実情を踏まえ、保険医療機関等における一部負担金の支払いの猶予及び免除を実施で  
きないかご検討をお願いいたします。

(平成 30 年 7 月 12 日付け事務連絡から、下線部分並びに様式 1 及び様式 2 を修正又  
は追加)

## 記

- 1 医療課事務連絡に基づき、保険医療機関等において一部負担金の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部負担金については、国民健康保険にあつては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号厚生省保険局長通知）、後期高齢者医療制度にあつては「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 24 日付け保総発第 0324005 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）にかかわらず、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除することができることとすること。

- 2 1に基づく一部負担金の免除額については、保険者（市町村及び後期高齢者医療広域連合に限る。）への特別調整交付金による財政支援を行う予定であること。
- 3 なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）に係る標準負担額の取扱いについては、現行どおりであること。
- 4 平成31年1月1日以降については、一部負担金の支払猶予の取扱いは終了する予定である。そのため、1に基づく一部負担金の免除対象者（以下「免除対象被保険者」という。）が保険医療機関等の窓口において一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等において療養の給付を受ける際に、様式1による国民健康保険一部負担金免除証明書又は様式2による後期高齢者医療一部負担金免除証明書（以下「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提示する必要がある（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えて当該保険薬局に提示する必要がある）旨を免除対象被保険者に対して周知すること。  
また、免除対象被保険者から一部負担金の免除申請があった場合には速やかに免除証明書を交付すること（なお、保険者自ら罹災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、保険者の判断により、申請を待つことなく免除証明書を交付しても差し支えないこと。）。